

国自旅第62号
令和5年6月1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

ハイヤーにおける運賃改定手続の開始等の取扱いについて

ハイヤーの運賃改定に当たっては、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号。以下「処理方針」という。）」に基づき、タクシーと同様に取り扱っており、運賃改定手続の開始要件である申請率についても、処理方針2.(1)において、「申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始すること」としている。

この点、ハイヤーについては、運送の引き受けが営業所において行われるものであり、利用者の選択性が高いこと、長期契約や時間制の借り上げによる運送が主であること、需要がある特定の地域のみでの制度であること等、事業者毎に多様なサービスの設定が想定されることから、今般、ハイヤーにおける運賃改定手続の開始時期について、申請率の要件を下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理にあたり遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月24日 国自旅第407号）で定めるハイヤーの運賃については、タクシーの下限運賃以上としていることから、そのとおり取り扱うこととする。

また、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

ハイヤーにおける運賃改定については、処理方針2.(1)の「7割以上」を「5割以上」とする。

本取扱いは、本通達発出後、ハイヤーにおける運賃改定申請があったときから適用するものとする。

国自旅第62号の2
令和5年6月1日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

ハイヤーにおける運賃改定手続の開始等の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第62号の2
令和5年6月1日

一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

ハイヤーにおける運賃改定手続の開始等の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。